

環境影響評価審査会火力発電所部会議事録

- 1 日時：平成 19 年 9 月 3 日（月）10:00～11:20
- 2 場所：神戸市教育会館 501号室
- 3 議題：姫路第二発電所設備更新に係る環境影響評価方法書の審査について
- 4 出席委員：朝日部会長、川井委員、北村委員、澤木委員、田中みさ子委員、中野委員、西村委員、山口委員、山中委員
- 5 事務局：環境影響評価課 築谷課長、森本係長外 2 名
- 6 関係部局：環境整備課、大気課、水質課、中播磨県民局
- 7 配布資料：
 - ・会議次第
 - ・出席者名簿
 - ・姫路第二発電所設備更新に係る環境影響評価方法書
 - ・姫路第二発電所設備更新に係る環境影響評価方法書に対する環境の保全の見地からの意見について（回答）（姫路市長）
 - ・姫路第二発電所設備更新に係る環境影響評価方法書の審査について（答申案）

8 議事概要

事務局より、前回の部会での確認事項及び答申案について説明。

〔質疑〕

（委員）産業廃棄物の量は、工事と供用に係る影響を個別に予測・評価するとされているが、工事と供用が重複する期間は、排出量と処分量も重複するため、工事と供用のそれぞれの影響を合わせて予測・評価すべき。

（事務局）廃棄物に関しては、瞬時の予測が難しい。工事と供用に係る廃棄物の量や二次被害等への環境配慮については、環境影響評価の予測・評価の問題というよりも、工事段階における配慮事項として取り扱いたい。

（委員）例えば、複数の事業が隣接して行われている場合に、個々の事業では基準をクリアしても、影響が重なり合った場所では基準を超える可能性もある。産業廃棄物の量として、工事と供用による影響を合計したピークを把握しなくてもよいのか。

（事務局）排出量については、ピーク時を含め、事業実施段階において一時保管等による二次被害の発生がないよう、事業者に求める問題であると考えます。

（委員）廃棄物は、排出量のピークの問題よりも、その処理の問題である。答申には、配慮することという趣旨が読み取れるような表現にすべきではないか。

（委員）量のピークについては、答申に盛り込むかどうかは別であるが、どこかに記録として残してほしい。

（事務局）答申での記載については検討する。

（委員）答申案では、新たな道路について「搬出入等に利用する場合は適切に対応すること」としているが、姫路市長意見には、渋滞の回避・低減について検討

してほしいという趣旨が入っている。

(事務局) 姫路市長意見では、既存ルートで渋滞が発生する可能性について指摘されているが、新しい道路が完成することにより渋滞が緩和される可能性も考えられるため、渋滞の発生については市長意見を取り入れていない。

(委員) 新しい道路と接続する既存道路は、広い道なのか。既存道路が狭いのであれば、新しい道路と既存道路の接続部等に渋滞が発生する可能性もあるのではないか。

(事務局) 新しい道路が完成すると、交通の流れが改善される一方、どこかで悪化する可能性もあることから、搬出入のルートについては、今後、状況を把握しながら事業者が検討することとしている。

(委員) 「搬出入に利用する場合は適切に対応する」というのは、住民との調整等も含めて検討するという趣旨か。

(事務局) そのとおりである。

(委員) 「中間的な時期」というのは無難な表現になっているが、委員会の意見を尊重し、「影響が最大になるおそれに配慮して」等の表現を追加すべき。

(委員) 「中間的な時期」というのはわかりづらい。

(事務局) 「中間的な時期」は、法律用語を使用したものである。指摘を踏まえ、文言を修正する。

(委員) 方法書全体についての評価が書かれていない。調査項目の選定、調査・予測・評価の手法について概ね適切という表現は入れるべき。その上で、追加すべき指摘事項を書くこと。

(委員) 非定常状態のNOxについては、評価の手法はあるのか。

(事務局) 環境基準と照らし合わせることになる。

(委員) 「環境保全措置については、」というのはいちとしており、理念的な表現に思われる。例示した方がわかりやすい。

(委員) 大気質、水質、景観等について例示を示した上で、「これらの環境保全措置について」としてはどうか。

(事務局) 「環境保全措置」とは、法では環境配慮を含んでおり、広義に使用しているが、表記については検討する。

(委員) 「実行可能な範囲で、複数案の比較検討や導入の検討を行う」とすると、実行可能であるか否かの判断があり、その後に比較検討等があるように受け止められる。「実行可能な範囲で」という限定的な表現は省いてもよいのではないか。

(事務局) 主務省令の表現を引用している。事業者ができる範囲で検討を行うというのが環境影響評価法の趣旨である。

(答申案について了承された。)

以上